

平成 14 年 2 月 28 日

新株予約権及び新株予約権付社債に関する会計処理（案）に対する意見書

全国銀行協会

平成 14 年 1 月 31 日付けで企業会計基準委員会から公表された、「新株予約権及び新株予約権付社債に関する会計処理（案）」につき、下記のとおりコメントを述べさせていただきますので、ご配慮賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. Q1 の A 「3. 新株予約権の会計処理」「(2) 取得者側の会計処理」について

(1) 本実務対応報告の前提として、「『金融商品に係る会計基準』第六、複合金融商品の一における枠組みを変更するものではない」としたうえで、新株予約権の取得者側の会計処理は「有価証券の取得として処理する」とされているが、「新株予約権証券」が証取法第 2 条第 1 項第 6 号で有価証券として定義されたとしても、現行の金融商品会計基準と同様に「新株予約権として資産に計上し」という規定でよいのではないかと。

(2) 実務対応専門委員会の議論の中では、取得者側が新株予約権の権利を行使しなかった場合、有価証券の減損処理にあたるかの考え方が示されたが、例えば本実務対応報告に準じて処理することが適当とされているストックオプションについて、権利行使価格が付与時の株式時価より高く設定された場合、最終的に株価が一度も権利行使価格に達しないこともあり得る。しかし、こうした状況は金融商品会計基準における有価証券の減損処理の要件を満たしているとは言えず、減損処理には該当しないのではないかと。

(3) 本項では取得者側の会計処理を規定しているため、「権利が行使されたときは」は「権利を行使したときは」とすべきである。

また、権利を行使せずに権利行使期限が到来した場合の会計処理が記載されていない。

(4) 上記 (1)、(3) については、Q2 の A 「3. 新株予約権付社債の会計処理」の (1) 「取得者側の会計処理」についても同様である。

2. その他（表示について）

企業会計基準委員会での検討事項ではないかもしれないが、今後、「転換社債」の表示は具体的にどうなるのか。「非分離型新株予約権付社債」とどのように区分して表示するのか。転換社債は例えば、「強制代用払込条項付新株予約権付社債」と表示するのか。または、「新株予約権付社債」の内訳項目として表示するのか。あるいは実務上は、従来どおり「転換社債」と表示して差し支えないのか。

以 上